



山形県公報

平成18年8月11日(金)

号 外(32)

目 次

規 則

山形県財務規則の一部を改正する規則..... (出 納 局) ... 1

規 則

山形県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年8月11日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第94号

山形県財務規則の一部を改正する規則

山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)の一部を次のように改正する。

第201条第3号及び別表第1第3項出納員として指定する職の欄中「村山総合支庁総務企画部総務課」を「村山総合支庁総務企画部総務課及び最上総合支庁総務企画部総務課」に改め、「最上総合支庁総務企画部総務課、」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成18年 8月11日印刷
平成18年 8月11日発行

発行所 山 形 県 庁
発行人 山 形 県
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目 1-21
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂 部 登
電話 山形 (631)2057 (631)2056